

平成 30 年度
第 3 回 高知市地域高齢者支援センター運営協議会
議 事 録

日時	平成 31 年 3 月 18 日 (木) 19:30~21:00	
出席者	協議会委員	伊与木委員, 神明委員, 藤井委員, 川村委員, 中島委員, 高橋委員 池永委員, 小笠原委員,
	健康福祉部	村岡部長, 田中副部長
	高齢者支援課	石塚課長, 松村課長補佐, 井上東部センター長, 北村西部センター長, 深田南部センター長, 福田春野センター長, 関田介護予防支援担当係長, 金子高齢者福祉担当係長, 間, 小川, 安田
欠席者	森下委員	
内容	<p>協議事項 地域高齢者支援センター機能強化について</p> <p>【意見・質疑】</p> <hr/> <p>(松村) それでは予定の時刻となりましたので、只今から平成 30 年度第 3 回高知地域高齢者支援センター運営協議会を開催いたします。皆様におかれましては、本日年度末のご多忙なところ本会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めます高齢者支援課の松村と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは開会にあたりまして、健康福祉部副部長の田中よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>(田中副部長) 皆様こんばんは。健康福祉部の田中でございます。年度末の大変お忙しい時期にもかかわらずご参加いただきまして、誠にありがとうございます。日頃、高齢者福祉に関しまして様々のご助力、アドバイスいただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。</p> <p>本日がですね、平成 30 年協議会の任期の最終日となっております。これまで 6 回にわたりまして、地域高齢者支援センターの再編・強化に向けて様々のご指摘ご教鞭等をいただきまして、3 月議会に無事に再編・強化につきまして提案をいたしまして、さまざまご質問にもありましたが、本会議ならびに予算決算委員会におきましては将来に対する希望といたしますか、高齢者支援センターの名前を包括支援センターとして改めて市内の 14 箇所に、センターができるということですが、期待をするご意見もいただいております。ありがたいことございまして、皆様方の様々のご指摘等ありまして、提案できたこと重ねてお礼申し上げます。</p> <p>来年度の 31 年度から 2 ヶ年にわたってセンターを委託してまいります。そうしますと、2 ヶ年にわたって旧体制と新体制と言いますか、2 つに分かれますし、職員さんの指導・育成・研修と非常に大変な時期を迎えます。この次の協議会におきまして、</p>	

指導・育成体制とか実施状況についてもご確認をいただくことが必要と考えております。

さらに厚生労働省老健局からの話では、2040年に向けて現役世代が減少してまいります。その中で本来の公的サービスがどこまでということと、もう一つは集いの場、それから十分な互助それから専門・多職種の連携とそういったところをステップを踏みながら、公的保険に至る前あるいは至った後にもちゃんと地域を支えるというところではありますと、地域共生社会を実現していくことだとお話が出てきております。当然それに向けては来年度、健康福祉総務課の方に地域共生社会推進室という新しい室を設けまして、健康福祉部内にはありますが、調整をしていこうという体制で臨んでいこうと思っております。そうしますと、高齢者支援センターではなく、包括支援センターとしてそういった部署と連携しながら、さらに地域に密着して市民に相談できるということに関しましては、しっかりと市民に周知を図りながら、しっかりと情報を引き継ぎ、育成していくことが重要かと思っておりますので、本日は報告にはなりませんけれども様々なご意見をいただきながら、来年度に向けてしっかりとテーマを見つけていきたいというふうに考えておりますので皆様方の忌憚ないご意見をよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(松村)

続きまして、協議会委員の異動がありましたのでご紹介いたします。平成31年3月1日から、佐藤政子委員様の後任として小笠原千加子様へ委員の就任をいただいております。小笠原委員様、どうぞよろしくお願いいたします。

(小笠原委員)

よろしくお願いいたします。失礼します。

(松村)

この協議会につきましては公開の対象となっております。議事録作成のため、皆様のご発言内容におきましては録音させていただいておりますのでご了承ください。

本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会次第が表紙となっております、平成30年度第3回高知市地域高齢者支援センター運営協議会と書かれた資料が1部。それと別紙資料と書かれました高知市地域包括支援センター委託にあたり、必要な研修内容。この2つとなっております。お手元に資料のない方はいらっしゃいませんか。

それではこれより議事に入りますので、ここからの進行は伊与木会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(伊与木委員)

よろしくお願いいたします。今日のテーマは高知市地域高齢者支援センターの基本計画につきましてご協議いただきたいと思います。はじめに事務局の方からご説明いただきたいと思います。

(関田)

失礼します。高齢者支援課の関田と言います。よろしくお願いたします。私の方からセンター再編・強化について説明させていただきます。座って失礼します。お手元のホッチキス止めの資料をめくっていただいて、4 ページ目のところです。その次のページに A4 横で高知市地域高齢者支援センター再編・強化ということで記載しておりますのでそちらのほう見ていただけたらと思います。かまいませんでしょうか。

そちらの方に書かせていただいておりますけど、今まで協議会の方で議論いただきまして、高知市の地域高齢者支援センターの再編・強化について、私ども考えている内容につきましてご意見をいただきながら整理していきたいところでございます。高知市の方針としてこういった形で出させていただきますので、まずはそちらを説明させていただいた後にご意見いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。まず、1 番、目的のところですけど、現在、地域高齢者支援センターとして高知市として直営で 5 センター1 分室を運営しておりますけれども、地域包括ケアシステムの構築や 2025 年問題等、超高齢社会に対応するため地域包括支援センターとして再編・強化を図りたいということを目的としております。

2 番目のところに書いておりますけど、再編・強化の方向性としまして、今までもご説明させていただいたところなんですけど、行政区である大街区域を基本としまして、国のセンター配置基準であります高齢者人口が概ね 6,000 人程度で 1 箇所設置できるような圏域を設定しまして、市内に 14 のセンターを配置したいということにしております。

また、直営での職員数の増加が困難であることや、地域包括ケアシステムの構築のためには地域との地縁のある医療法人や社会福祉法人等に活動いただくことによって、より社会資源の活用が見込まれることから、運営自体の委託も行うことで考えております。

また、センターの公平中立性の担保や統括のために、市直営での基幹包括支援センターを配置すること、またセンターの能力向上も含めて、直営で 2 箇所の地域包括支援センターを運営するというようにしております。

3 番のところ形態を書かせていただいておりますけれども、先ほど言いましたように基幹包括支援センターの 1 箇所、市の直営と、とさやま出張所は直営で運営することにしております。

また、②の地域包括支援センターにつきましては、14 箇所配置ということですけども、2 箇所直営で考えておりますので、委託については 12 箇所委託というところを考えております。

1 枚めくっていただいて 2 ページ目のところですけども、今までも何度かご覧いただいた地図でありますけど、左側が現状ということで、東西南北・春野センター圏域、それぞれ高齢者人口も書いてありますがその右側にある再編案にあります通り、14 箇所に分けて、大街単位は崩さずということですので、例えば旭ですと 1 万人という高齢者人口になっておりますけれどもここで 1 箇所というところを考えております。

次のページにその図を表にしたものがありまして、1 番から 12 番まで形態は委託と書かせていただいておりますけれども、上街・高知街・小高坂エリアについて、高齢者人口が大体 5,500、6,000 人を切るような形ですので配置職員を 3 名とか、そういった形で委託をしていくことを考えております。

また、13番、14番、15番につきましては直営ということで、南街・北街・江ノ口につきましては高齢者人口が7,383人ということですので、4名職員配置ということで、またこちらは直営でと。

また、春野につきましても、5,244名ということで、1センター3名配置で、こちらも直営でと考えております。先ほど言いました通り、1番から12番までの12センターにつきましては委託というところで配置をしていきたいと考えております。

1枚めくっていただいて4ページのところなんですけども、業務内容について整理をさせていただいております。基本的には今まで、お見せしたものと変わっておりませんけども、高齢者支援課の役割であるとか現在の地域高齢者支援センターの役割、出張所の役割とか委託をお願いしている委託居宅事業所の役割につきまして右側にあります移行体制ということで高齢者支援課と地域包括支援センターの統括部門、基幹になりますけれども、それと地域包括支援センターケアプラン作成部門を考えまして、4番のところにあります地域包括支援センターサブセンターにつきましては委託・直営でやっていくという形で、1番から9番まで総合相談でありますとか、権利擁護、地域ケア会議の開催などを役割として設置していくということを考えております。

また、①の総合相談につきましては^か〇^こ書きで書いておりますけれども、対象者を限定しない地域の相談窓口ということで、高齢の方だけではなくて障がいの方とか子どもさんについては相談があった場合については1度受けると。その後、必要な支援機関につなげていくといったところが役割というところで位置づけをしております。

次のページ5ページ目の方は役割と体制をまとめて図示してものでして、高知市の基幹、地域包括支援体制案として書かせてもらっております。

左上の方に地域包括支援センター統括部門ということで各基幹包括と書いておりますけれども、役割については上に記載している内容と変わりませんけれども、センター長・副センター長を配置して東・西・南・北の4ブロックに分けて1ブロックにつき担当3名配置して、配置人員としまして右図の方に想定人員として22名と書いてありますけど、この基幹の統括部門で22名ほどの人員配置を考えております。その右側にケアマネジメントプラン作成部門ということで、配置人員、ケアプラン統括担当とか東ブロック担当とか西ブロック担当とか書いてまして想定人員43名と書いてありますけど、ケアマネジメントプラン作成につきましては地域包括支援センターの役割、まあ一部残る部分はあるんですが、地域包括支援センターの役割という形ではなくて、この基幹のケアマネジメントプラン作成部門というところで部門を分けてそちらの方に現在の各地高齢者支援センターで非常勤でケアマネさんを配置しておりますけれども、その方達と引き続き勤務いただいてこのケアマネジメントプラン作成部門というところで統括してプラン作成を担っていくところを考えておりますので、基幹のケアマネジメントプラン作成部門でプラン作成部門は担っていくと。

地域包括支援センターの役割としては、基本的にはプラン作成につきましては担わないという形で整理していきたいと考えております。ただ法律の関係とか指定の関係上どうしても一部必要な部分がありますので、どうしてもそこは残る形にはなるんですけども大部分はこのケアマネジメントプラン作成部門で担っていくという形をとりたいと考えております。

下の方に地域包括支援センター、先ほど言いましたように市内14箇所配置というところで東・西・南・北4ブロックそれぞれセンターを配置して配置人員の右下のと

ころに書いてますけれども、センター配置職員ということで 53 名、出張所でも 1 名、総計 54 名、人員配置を予定しているということになっております。

1 枚めくっていただきまして、先ほど役割とか構成についてちょっと形を変えた後になりますけど、先ほど見た基幹部門につきましても東・西・南・北 4 ブロックございますし、地域包括部門につきましても東・西・南・北 4 ブロック、ケアプラン作成についても東ブロック担当、西ブロック担当という形で考えておりまして、基幹地域包括ケアプラン作成部門が各ブロックで連携して対応していく体制を構築していきたいと考えております。

オレンジで縦で囲っておりますけれども、基本的にその 3 部門が各ブロック担当が連携していく役割になっていくといったところで整理しております。

次 7 ページですけれども、こちらにはですね、地域包括支援センターの移行スケジュールを書いておりまして、平成 30 年度この辺は準備期間ということですが来年度平成 31 年度につきましても、東部・北部の地域包括支援センター圏域について委託をしていきたいというふうに考えております。31 年度 4 月から 7 月の中旬にかけて委託プロポーザルによる業者選定を行った後に 8 月から平成 32 年 1 月までにかけて職員研修であるとか業務の引継ぎを行いたいなど。平成 32 年 2 月には東部・北部地域高齢者支援センター区域について委託ないし直営でのセンター運営を開始したいと考えております。

また、1 番下にですね、情報共有管理システムと開発・稼働というのがありますけど、今度は委託等に合わせまして新しくシステムを開発する予定をしておりまして、基幹地域包括ともに同じ機能をもったシステムを使って、情報共有をしながら対応していきたいと考えておりますので平成 31 年度、来年度は情報共有管理システムの開発と稼働を予定しております。

また、32 年度につきましても西部・南部・春野地域高齢者支援センター圏域について委託内・直営での運営を開始したいと考えておりまして、31 年度と同じような形で、4 月から 7 月中旬にかけてプロポーザルによる業者選定と 8 月から 33 年 1 月までの研修と業務引継ぎで平成 33 年 2 月から西部・南部・春野のセンター稼働ということを考えておりますので、基幹であるとか地域包括支援センター強化・再編後の形で本格的に稼働になるのは平成 33 年度からと、こういった形になってまいります。

主なスケジュールは以上になります。また 1 枚めくっていただいて、A4 縦で書かせていただいておりますけど、地域包括支援センターの業務委託プロポーザルについて書かせていただいております。経過とか委託方法については先ほど説明した内容のところですが、3 番のところに委託時期および箇所数と書かせていただいてありますが、まあ手前で行いました通り 12 の委託と 2 箇所は直営でありますので、委託については 31 年度 6 箇所、32 年度 6 箇所の計 12 箇所という形になります。

4 番のところに選定日程の詳細のところを書かせていただいておりますけれども、31 年度 4 月上旬には告示を行いまして、4 月下旬までには参加意向申出受付を行いまして、5 月下旬には提案書を出していただいて、6 月の中旬には選定委員会を開催して、委託センターを選定したいと。6 月下旬には結果の通知を行った後に 7 月中旬には契約締結を行いたいという形でプロポーザルしていきたいと考えております。

また、そのあとにつけておりますけれども、地域包括支援センター業務委託に関する Q&A ということで 31 年度 1 月 18 日時点ということで書かせていただいてありますが、こちらについてはセンターの配置人員であったりとか期限について一定 Q&A と

というような形でまとめたものになります。これを全部説明すると時間があれですので、また見ていただけたらと思います。

最後ですね、別紙資料という形で1枚で付け足しておりますけど、先ほど言いました通りプロポーザル選定の後に8月から1月下旬にかけて研修であるとか業務引継ぎを考えておりますけれど、その際に今のところ想定しております研修の内容についてまとめてきております。

(1) としまして包括的支援事業に関する研修として包括的継続的ケアマネジメント支援につきましては、ケアマネジメント研修でありますとか生活支援体制整備事業につきましては地図を使って地域づくり研修に関する処方学ぶ地域づくり研修でありますとか、認知症総合支援事業につきましてはスキルアップの勉強会とか初期集中支援をやるについてはチーム員の研修が決められておりますので、こちらの研修の受講でありますとか認知症地域支援推進員研修、カフェ研修、こういったのを研修として予定しております。

また、高知市は地域ケア会議につきましては見える事例検討会の方式をとっておりますので、そちらのファシリテーターの養成研修でありますとか、今までに受けたことがある方についてフォローアップ研修なんかも行っておりますので、こういった研修も受講いただくとか、権利擁護については虐待対応のマニュアルに基づく研修でありますとか、あと一般介護予防につきましては、いきいき・かみかみ・しゃきしゃきの体操に関する研修であるとかこういった研修内容を予定しております。

また、これは未定で、今現在もちょっと考えているところにはなりますけれども、詳細に決める中で研修内容が増える可能性がありますけれども現状ではこういった内容を予定しているということで出させていただきます。

ざっくり走り走りで申し訳ないんですが、私の方からは以上になります。

(伊与木委員)

ありがとうございました。この件に関しまして皆様ご意見等ありませんか。

現状、出張所の役割を固めていく形にとって包括支援センターという人力的なことに関しては今の出張所には人員が必要になると思うんですけど、そのあたり体制はどうなるんでしょう。

(関田)

高齢者支援課、関田ですけども、現状センター、直営の職員、出張所の職員も合わせて総勢130名といった状況になっております。この後委託をして、2年にわたって委託をしていきますので最終的な計算になりますけど最終的には直営と委託を合わせて145名の人員となりますのでトータルで15名増加という形になる予定にはなっております。

(神明委員)

神明です。介護予防ケアマネジメントプラン作成部門というのがあって、説明してくださったんですが、確認ですけども、ここではプラン作成を行い、かつまた基幹でも地域の方でも両方で委託ケアマネジャーが残ってケアマネジメントプラン作成両方で

行うということですかね。

(関田)

高齢者支援課、関田です。地域包括支援センターの指定、定義上の役割としましてどうしてもプラン部分が勝手にのけることができないということもありまして、一定数を担っていたただく部分もあると思うんですが、大部分はその基幹のケアプラン作成部門ということになりますので、9割り方はそちらの方でやっていくというところがあります。

例えば、総合事業の事業対象者だけでありますとか、一定限定された数字の分だけ地域包括支援センターの方でお願いをしまして、大部分は先ほど言いました通りケアプラン作成部門で担っていく形で考えております。

(神明委員)

そしたら委託のケアマネがケアマネも地域の方に移行する人もいるんですよね？地域の色んな8番、①から⑧までの業務がありますので、そちらにたぶん追われると思いますので、この予防のプランを立てるケアマネージャーはまた別において、結局何度も同じことを言いますけど、2箇所ですべてのプランを立てていくわけですかね？

(石塚)

高齢者支援課の石塚です。4ページの資料のところの右側の4地域包括支援センターの⑧までということですかね。今おっしゃったのは、先ほど⑨番のところにおきましては結局完全には切り離すことはいかんということにちょっとなっていて、最低の数、上の⑧番までの業務についてあまり支障のない数をこれからちょっと色々と計算しないといけないということで、1センターにつき例えば職員3人配置であれば3人

^{かける}×何人分とかそんな形でこれからちょっと検討しなければと思っておりますが、いずれにしても⑧番までの業務について支障があまり大きく出ないような形でプラン作成についても一部行っていただくことが基本的な考え方と思います。

ケアマネージャーについては個別に雇用するというのではなくて、その担当の方が行って、こちらとしては例えば皆分散して何件ずつもつとか、あとは1の方が5件とか10件もつとか、そのような形を考えております。

(神明委員)

神明です。そしたら⑧までの業務を行いながら、なお、ケアマネジメントプランの作成の業務もあるということですか。

(石塚)

石塚です。先ほど言うたように、完全に切り離すこと自体がやはりどうしても難しいというか(制度上)プランだけ完全に別にすることがちょっとその協議の中では難しいということですので、ほとんどのところはケアプランセンターの方で賄う予定でありますけど、その一部分について、最低限のところをお願いしていくという形になると思います。ただ、ほんとに言うたように支障のない数をこれからまた共有しながら決めていこうとは思っておりますけど。

(神明委員)

神明です。支障のない数とか言われているんですが、大変な業務になるんじゃないかと危惧しておりますが、現場の声を聞いていただきたいなと思います。

(関田)

高齢者支援課の関田ですけど、基本的には地域包括支援センターにつきましては①から⑧までの業務を主にやっていただく、また、地域づくりの方、また地域管理の部分を重要視して検討したいと考えておりますので、どうしても法令上とか制度上といったことはありますけれど業務上支障のない色々な持ち方なことでやっていきたいと思っておりますので、そこについてはまたご意見をいただきながら支障にならないという形で提示していきたいと考えております。

(中島委員)

高知市社協の中島です。出張所の総合相談、今までの出張所の職員の方が1から2の⑨までの業務に変更することになりますので、今まで高齢者の個別支援という役割を出張所の皆さん、すごく丁寧に活動または支援されていたと思いますし、地域からもそこについては評価も入っていると思います。その業務がこれだけ増えてきた時に、個別支援という部分というのがどこからどこまでなのか、これまでと同じような支援が難しいのではないかと、業務が増える部分が大きくなっていますのでそのことが心配なのと、権利擁護の部分については虐待対応等が出張所の業務の中の方に入っていますが、ここ権利擁護と言いますと成年後見等も当然入ってきますので、一旦その相談も総合窓口として受けて高齢者支援センターの方に繋げて、そのあと高齢者支援課の方に繋ぐとかいうふうになっていくんでしょうか。ここは切り離していくんでしょうか。

(関田)

高齢者支援課の関田ですけども、役割としましては確かに今までから比べて大分増える、地域ケア会議の開催でありますとか生活支援体制支援事業なんかも出てきますので増えていくようになりますが、高齢人口にあわせて職員数も増えていくところもありますので、それぞれが切れているということではなくて連動する部分も多くありますので、そういったところで一緒にやっていければと考えております。

権利擁護につきましては虐待対応、受付でありますとか生活支援の部分が地域包括支援センターの役割と考えておりますけれど、分離でありますとか踏み込みとかあいった部分については委託できない内容になっておりますので、基幹の方で、市の方でやるべき内容になっておりますので、基本的には地域包括支援センターの方で対応するという形ではなくて基幹と地域包括支援センター一緒に連携してやる中で役割分担していくと。その中で成年後見の部分についても一定また社協さんと分担しながらやっていく形になるのではないかと考えております。

(伊与木委員)

補足か何かございませんか、田中君。

(田中副部長)

個別支援の話ですけども、生活支援体制整備事業と言われますが、社会福祉協議会の方でも地域福祉コーディネーターという方がいてですね、地域づくりを活動してもらっています。今までみたいに出張所が個別のケースにずっと関わり続けるということは非常に困難であると思います。そうすると地域の住民力を高めていきながら一定サポートするのは地域の社会資源を発信しながら作業をしていくことが大事だと考えています。そのためにはできるだけ地縁のある出張所をやっていただいている社会福祉法人や医療法人さんが中心になっていただくことを前提に考えておりますので、今の出張所の中で地域を繋げるという中で、お互い様というところができるような支援をしていただくということをこれからはより大きくやっていかないと、というふうに考えております。

(中島委員)

中島です。今、副部長がおっしゃったように私も思うんですが、今、出張所の皆さんがどのくらい内容的にわかっているのか、もしくは今までヒアリング等されてきたのでしょうか。ケアマネジメントの中でこれだけの業務が増えるとどれくらい皆さんが理解しているのか、その辺がちょっと心配かなと思います。でも十分理解はされて、プロポーザルで委託を受けていくということになってそこは十分理解したうえで委託するという形にはなってくると思うんですが、その辺が少し私は心配かなと思ひ質問させていただきました。

(伊与木委員)

はい、ありがとうございます。この件に関しましては、例えば予算的なもの、横のつながりでどこまでやれるかということを検討しなければならないと考えています。生活支援等についてもどこまでやれるか、慎重に検討し、うまく包括支援センターと連携していただければと思います。

(石塚)

高齢者支援課、石塚です。先ほどの移行スケジュールの中にもありますけど、それと別紙にあります研修内容について、今、包括の中でも、今の高齢者支援センターの中でも、各社会福祉士、保健師、主任ケアマネというグループに分かれて色んな業務を進めています。その中で新年度に入りましたら、各グループごとに業務について色々マニュアル化というのがなるだけできるような形にしてその計画の中に基づいてプロポーザルで決定した事業所に対して行っていくということを一応予定しておりますので、またやっぱり稼働に入った2月とかがってというのは混乱がたくさんあると思うんですけども、まだその時点においては東部・北部高齢者支援センターの職員がその指導的ところで基幹型としてその職員が残るような形で4月から正式に基幹型という形になりますのでそこについては本当に色んなことをしながらとか引継ぎの作業が2月以降は入ってくると思います。それ以前には一応基本的なマニュアルの研修であったりとか混乱がないようにとは考えていますが、今までの業務と色々流れが変わってくると思いますので混乱は多少はどうしてもするんじゃないかと危惧しています。

(池永委員)

すみません、池永です。私の理解では地域包括支援センターになって、高齢者だけでなく障がい者や子どもも相談するとか乗ってもらえると言ってますけど、その場合、業務内容の①の総合相談というところにそういう方々が入ると考えてもいいのでしょうか。

(石塚)

高齢者支援課、石塚です。その通りです。また、すべてそこで解決することはなかなか難しいと思いますので、基本的にそこで、あなたは高齢者じゃないからとか言って、どこに行きなさいという形ではなく話を聞いてそれなりの機関、一緒に動く場合ももちろんあると思いますし、まあ子供のことだけだったらそちらに繋ぐというケースバイケースになります、地域のそういうつなぎの窓口、今でも民生委員さんは、結構出張所の方には高齢者のことだけでなく色んなこと相談されていると思います。今のままでは、高齢者じゃないとなかなか動きづらいところがありますけれど、基幹型であったり、各子どもとか障がいの分野でも基幹相談員ですとか、いろんな形で専門の機関ができてきますので、そこと連携しながらできればと思っております。

(池永委員)

今まで出張所に初めの頃は高齢者だけでなく相談しておりましたので、色々な面でみさとの出張所、東部というふうに分けて相談しないというよりは1箇所になるっていうのはすごくいいんだと私は思っておりますので、これから子どものこともたくさん出てくるんじゃないかと思っておりますので、繋いでいただけるような体制にしていけたらいいと思います。

(石塚)

平成12年、介護保険ができた時、元気生きがい課の時には、出張所でなく、在宅介護支援センターという名称で、障がいも子どももすべてを地域担当という形を18年から今の出張所に変更しましたが、それ以前はそういう形で子ども・障がい・高齢者っていう形で地区担当で元気いきがい課の中も基幹型という体制をとっておりましたので、また元に戻るということになるのですけれど、そのような状態ですので民生委員さんはその当時、相談をしてですよね、そうしたら基幹型に上がっていくという相談がそれでよかったという時代に戻るという形になると思います。

(池永委員)

はい、ありがとうございました。

(田中副部長)

1つ構いませんか。議会からは高齢者支援センターという名称が地域包括支援センターに変わるということ、期待しているというコメントもいただいております。制度上、縦割りが動きませんので、今、石塚課長が説明しましたように、話を聞いたうえで必要ところは繋いでいくということをやっていくというふうに考えています。

それと、ひばり薬局さんというのがございまして、来年度、新規事業で薬局さんに何でも相談窓口というのをちょっとモデル的に始めようということをしています。旭

地区と北部で手上げ方式で何でも相談をやってもらい、そこを經由して社協さんの地域福祉貢献だったり地域包括支援センターに繋ぐ、あるいは地域住民の中で解決するのであれば、そこで解決していただくということで一応完成形がひばり薬局さんだと思っているんですけど、というのを将来的には市内 40 箇所作っていきたいと考えております。薬剤師会、社会福祉法人連絡会とものにり気で回答いただいておりますので、一応来年事業をしながら箇所数を増やしていきたいというのが1つ。

もう1つは社会情報支援システムをつくりまして、法的なサービスだけでなくいきいき百歳体操の会場、地域の NPO ボランティア団体の活動とかそういった活動されている拠点のマップを落とし込んでホームページから見ていただくシステムを健康福祉総務課でつくり、できたら来年度中、32年度には稼働に出してシステムの構築を考えております。そういうことで、新たにできる高齢者支援センターのそういった情報を活用しながら、また、地域の方たちもそういった情報を活用しながらということを周りでサポートしていくことを考えております。以上です。

(神明委員)

神明です。これは県なんですけど、今学習中の若い人たちが大変フットワークよく社協の地域福祉コーディネーターと連携して地域づくりに本当に励んでいます。これだけの労力で取り組んでいかなければならないというのが大変私は危惧していて、せっかく地域福利でがんばってやっている若い人たちが無理をして潰れていかないような先ほどおっしゃいましたけれども地域をもっと広げて業務量を少なくして、なんでも順調なやり方で移行できたらと思っています。意見です。

(川村委員)

川村です。前回は質問させてもらいましたけど、人員の要件ですけど保健師に準ずるところで、利用じゃなくて訪問して対応した業務の経験があるナースですかねということですけど、これは具体的にどういった、例えばデイサービスでもいいのかそういったところを教えていただきたいと思います。それと主任介護申請においては Q&A 申請見ていただくと、やっぱり要請する機会も少ないのであまりいないということも限定されているので計画的に配置すればいいということを書いておりますけど、どれぐらいの期間を計画的とみなしているのでしょうか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。保健師に準ずるものとか地域医療ホームとか高齢者医療保険につきましては厚生労働省に確認取りましたけど、特段これというような形の決まりがないということですので、市町村で判断ということでお話を聞いておりますので、一定その対象の方については想定される部門があればですね、お伺いいただいた後においてそれぞれ回答させていただくということ考えておりますが、現状なかなか人員が厳しい部分も十分承知しておりますので、一定中途半端な部分につきましては不備のない形で判断できればというふうに考えております。

また、法人格につきましてはですけど、一定またプロポーザルということになりますのでそういった法人さんは、医療法人さん、社会福祉法人さん、NPO 法人さんとか株式会社であっても一定対応するような感じになっておりますので、わかりませんけど何

にしましても指導的主任介護専門員自体を配置と、そもそもの話をしておりますので計画的な開始を考えております。

今回プロポーザルの委託期間については3年を考えておりますので、その間に一定配置をしていただきたいと考えております。また、先ほど言いましたようなスケジュールで考えておりますけど、人事異動の時期でありますとかそういったこともあるかと思っておりますので、そのあたりにつきましては一定無理のない形で話していきたいと考えておりますので、それらは契約の後ろの方で盛り込んでいくところで予定しております。

(伊与木委員)

その他には。

(中島委員)

中島です。相談の場所なんですけど、今出張所の方がいらっしゃるところがあまり広いスペースをもっていないように思っているんですけど、受託されるのが今の主張所さんかはわかりませんが、別にその場所を構える必要はない(という声)もありましたけど個人情報等がありますので相談を受ける場所のことで地域高齢者包括支援センターの職員と離れた形で業務をしていくことであれば①から⑨までの非常に濃い内容をどのように連携をしながら行っていくのか、また、個人情報等の管理をしながら連携していくというところが、例えば1箇所のところを東西南北を分けて、今で言えば出張所の職員が集まってそこで業務するというのであれば、この①から⑨の業務は連携できると思うんですけど、どのような連携をはかっていくのでしょうか。

(石塚)

高齢者支援課、石塚です。基本的には基幹型とは東西南北を1箇所にとめるということそれは基本的には言われた意味で判断基準であったりとか、動きであったりということを一統するために1箇所がまず、いいんじゃないかということがあります。地域ごとの意見交換もちろん定例会であったりとか、各職種ごとの連絡会等も大切ですが、やはり基本的に個別のケースを通じて一緒に関わったりとか同行訪問みたいな形になると思いますので、基本的にそういうことを繰り返す中で色々スキルを積んでくるって形になると思います。

(関田)

高齢者支援課、関田です。個人情報の管理につきましては先ほど言いましたようにシステムを一定開通して、今後も含め市の方から貸し出しというか提供という形になりますので、それが見れないとか管理ができるとか色々あると思いますけど事務スペースについては特別なしほりというのは特にございませんので、かけられるところがあればかけていただけたらというところがありますが、基本の部分でありますとか施設とかそういったところはあると思いますので、その中でその施設して確実に管理するでありますとかそういった経過をとっていただけたら構わないという形にはなっております。

(伊与木委員)

先ほどの件ですが、例えばこの事業が始まった時ってやはり時間が経った時に委託されたところは比較的スキルが上がってくると思いますけど、基幹型というのは最初はかなり経験値が高い方が配置されますか。現状が違ってくる形になる直営が2箇所あるんですけど、基幹型のそういった普及・啓発というのはどうやって確保できていくのかというのが少し問題とは思いますが、どうでしょうか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。直営で包括支援センター2箇所運営するようにしておりますけど、これは他市に視察に行った際にアドバイスございまして、直営の職員、基幹の職員が地域型とかいうとなかなかうまくいかない部分というところがありますので直営の2箇所業務経験を積んだ職員を基幹に配置していく形で、職員については担保できるというルールといいますか異動というところを考えていきたいというところで直営の配置をしております。

(伊与木委員)

行政の機構上難しいと思うので、長期間同じ業務をこなしていくというのはなかなかできないだろうというのが我々の気持ちなんですけども。

その他はないでしょうか。

(藤井委員)

藤井です。1つお尋ねしたいのは新情報共有管理システムというのは、これは地域包括支援センター内の情報管理共有でしょうか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。基本的には基幹包括も地域包括も共通のシステムを考えておりまして、高齢者の方に役立つ情報でありますとか、支援情報とかそういった試験管理しておきたいと考えております。また地域包括支援センターそれぞれで支援情報でありますとかそういったものは利用して管理していくというシステムで考えておりますので地域包括支援センターだけの情報という形ではなくて一定基幹と地域包括と共有できるような形のシステム運営というのを考えております。

(藤井委員)

それは医療の共有システムとは全く別のタイプですか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。医療のそれとはちょっと違うタイプになりまして、包括支援センター、センター運営に必要なシステム運営というふうになっております。

(藤井委員)

あと、先ほどからご質問があったケアマネジメントプランの作成のところですが、切り離せなくて置いとかなくはないといけないというのはよくわからないんですけど、1例で

も2例でも作つとかなないといけないそのノルマがあるということになりますか。よくわからないんですが、ケアマネジメントしてもいいよっていう権利がそこにあるって
いうだけでは駄目なんですか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。包括支援センター自体が介護保険法上の一定の指定をしている機関でありまして、法上でどうしても縛りがありまして、地域包括支援センターの役割として必須項目というのがございます。それはどうしても位置づけをして役割を担うというところが必要な報告をされておりますので、一定その協議を行いましたけれど、それを勝手に除外することはだめだというお話がっておりますので、一定どうしても切り離せないというところになっているところでございます。

(藤井委員)

ごめんなさい。できるというところだけを残しておいて、現実には別やというふうにすることは無理なんでしょうか。

(関田)

高齢者支援課、関田です。例えば役割としてはあるんだけど、現実的なところはゼロという形の整理ですかね。そこまでは確認しておりませんが、また検討はしてみます。役割上ってところでそこがどうか、また確認してみます。

(藤井委員)

よろしくお願いします。

(伊与木委員)

小笠原委員さん、特にありませんか。

(小笠原委員)

ありません。

(伊与木委員)

他に皆さん特にないようですので、ひとつこれで区切りという形になりますね。以上です。

(松村)

それでは委員の皆様、ありがとうございました。本日の会議は公開の対象となっておりますので、本日の協議内容につきましては議事録にまとめて、後日委員様にお送りさせていただく予定でございます。

次回の運営協議会につきましては平成31年5月の下旬を予定しておりますが、先ほど課長からお話ございました通り委員の皆様には平成31年3月をもちまして任期が一旦満了ということになります。この間、高齢者福祉に関する専門的な見地からセンターの運営に関しまして様々なご協力をいただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

また平成 31 年 4 月 1 日から委員会最後の新たな体制になりますが、皆様方におかれましては引き続き委員としてご協力をいただきたいというふうに考えております。正式な就任の依頼につきましては後日文書を送付させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、平成 30 年度第 3 回の高知市地域高齢者支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【終】